

～ 住宅用火災警報器は設置されていますか？～



きさポン

平成20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられています！

(一般住宅だけでなく共同住宅・店舗併用住宅も該当になります。)

住宅用火災警報器



どうして住宅用火災警報器をつけるの？

住宅火災の逃げ遅れによる死者の発生を低減することを目的に消防法が改正されて、**すべての住宅**に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。木更津市では「木更津市火災予防条例」で設置・維持の基準が定められています。

どこで売っているの？

消防用設備取扱店、家電量販店、ホームセンターなどで購入できます。

どこに設置するの？

寝室(寝室として使用している部屋)への設置が**義務**となります。

- ・寝室が2階以上の階にある場合は、階段部分の設置も義務となります。
- ・台所の設置義務はありませんが設置するよう努力してください。

※詳しい設置位置等については木更津市公式ホームページをご確認ください。
(木更津市公式ホームページURL→<https://www.city.kisarazu.lg.jp>)

～ 焼却行為に注意～

令和4年に発生した火災のうち「屋外での焼却行為を放置又は拡大した火災」が多数発生しました。
野焼き等の消し忘れにより、発見者が火災と誤認し通報する例が数多く見られます。

周囲の人に十分配慮し最後は消火を確認して下さい。ご協力をお願いします。



編集・発行／木更津市消防署 清川分署
担 当／平野・菅沼・半沢
〒292-0035 木更津市中尾1915
TEL/FAX 0438-98-7524
e-mail sho-kiyo@city.kisarazu.lg.jp

救急車の適正利用について

助けられる命を助けるために市民の皆様へのお願い

本市の令和4年中における救急出動件数は**8,072**件(6,651人搬送)でした。

この出動件数を1日の出動件数にすると、1日平均22.1件、住民20.5人に1人の割合で医療機関に搬送されたことになります。

また、令和3年中の出動件数が6,720件で、前年と比較すると**1,352件増加**しております。

8,072件のうち半数以上が軽症者です

救急車で搬送された傷病者全体に占める軽症の割合は、令和4年は57.6%の3,831件が入院の必要のない軽症の傷病者となっております。

消防署から市民の皆様へ

救急車の台数は限られています。

出動件数が多くなると遠方にある救急車が出動することになり現場への到着が遅れてしまうことがあります。

119番通報する前に救急車が本当に必要か、自家用車やタクシーなど一般の交通機関を利用できないか、もう一度考えてください。

本当に救急車を必要としている方のために救急車の適正な利用にご協力をお願いします。

よろしくお願いします

